

第十回 参議院厚生委員会議録第二十二号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前九時五十六分開会

本日の会議に付した事件

○結核予防法案(内閣提出衆議院送付)

○厚生住宅の問題に関する件
○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

○委員長(河崎ナツ君) それではこれから厚生委員会を開会いたします。
結核予防法案を議題といたします。

昨日に引続きまして質問に入ります。
○山下義信君 私が厚生住宅の問題で緊急質疑をいたしたいという通告をいたしてございましたので、只今日程にお入りになりました結核予防法案の御審議をすることは御異議ないでございますが、関係当局の御出席いたしました適当な機会に時間は極く僅少で済むことでございますので、差込んで然るべきお取上げを願いたいことをお願ひいたして置きます。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の只

今の御提案、皆さん御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河崎ナツ君) ではそういうふうにいたします。その関係当局のかたのお見えになりますまで藤原委員の引続いての質問お受け願います。

○藤原道子君 先づ第一にお伺いいたしましたのは、昨日松原委員の質問に対しまして東医務局長は、看護婦その他結核の発病については採用時に嚴重に健康診断を行なつてある

ので、採用後六ヵ月経つて発病した者は公病と認定しているという御答弁でございましたが、現状は殆んど全部が共済組合の治療を受けておるというような状態でございますが、長期療養者の中でも公病と認定されている者のペーセンテージをお伺いいたしたいと思ひます。

それからそれと関連いたしまして、今度の予算を見ますと、他の官庁におきましては少しところでもその災害補償費が一割以上増えておりますのに、厚生省だけが、殊に一般会計におきまして約半分に減しておりますのはどういう理由でございましょうか、これも併せ伺いたいと存じます。

それから第三点といたしましては、公務疾病と認定された際に、その身分、生活の保障は当然なされると思ひますが、この際定員の補充についてはどういう措置をとつておりますかといふことにつきましてお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) 只今のお尋ねの点、昨日松原委員から御要求がありましたので、早速私のほうの管理課をしておりまして、目下数字的の資料を作らせておりますので、ペーセンテージ等の問題につきましては早急に、多分明日差上げられると思いますが、文書にいたしまして差し出します。

それから御質問の第二点は、甚だ遺憾であります、私ここですぐにお答え申上げることができないのでござい

ます。これも併せまして十分調べてお

ります。たださえ足りない看護婦が過労のために疾病で倒れる。そうすると定員の枠に縛られまして、殆んど補充がなされおりませんから、いやが上にも現実は実際そうではないのでございます。たださえ足りない看護婦が過労のためには、看護婦につきましてはおられるとおもいますが、現実は実際そうではないのでございま

す。たださえ足りない看護婦が過労のためには、看護婦につきましてはおられるとおもいますが、現実は実際そうではないのでございます。たださえ足りない看護婦が過労のために疾病で倒れる。そうすると定員の枠に縛られまして、殆んど補充がなされおりませんから、いやが上にも過労になつて、次々と犠牲者が出て来るという現状で、現地におきましては非常に悲鳴を挙げておられる実情でございまます。この点は厳重にその局長の方針を一つ実現して頂きたいということを強く要望いたして置きます。

それから次にお伺いいたしたこと

は、医療技術者についてでございますが、その必要数とそれからその不足数でござりますね。医者、レントゲン技師、あるいは細菌技術者、看護婦、保健婦等についてでございますが、その必要数とそれから現在の不足数、それから民間と官公立との待遇の比較、それから研修制度及びその設備、それから養成制度及びその設備等につきましてお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) 只今御質問

所の医師の昭和二十五年度の訓令定員

は一千四百九十五名になつておりますが、本年の一月末の調査によりますと、現員が三百五名ということに相成っております。看護婦につきましては同じく二百五名と定員から外しましてそろし

いようと、現員が一千百九十名、即ち欠員が三百五名と定員から外しましてそろし

いようと、現員が一千百九十名、即ち欠員が三百五名と定員から外しましてそろし

いと存じます。只今この不足数を聞きまして、実に驚くでございますが、現

在でさえこれだけの不足を生じておりますのに、この結核予防法案を

ます。この法規が通過いたしました場合

に、遅滞なくこの使命を達成すること

ができるという確信をお持ちでございましょうか。

○政府委員(山口正義君) 保健所員の活動が、只今御審議願つておりますが、御指摘通りでございます。医師の不足につきましては、待遇改善その他

として非常に重要な役割を占めておりま

すことは申上げるまでもないこと

で、御指摘通りでございます。医師

の不足につきましては待遇改善その他

ますので、これの充足を図つて行くことが先ず第一だと存じますが、併しながら保健婦の活動につきまして常々最も問題になります旅費の点につきまして、二十六年度におきましては保健所勤務の保健婦の定員が、先ほど申上げました六千六百八十二名から七千三百五十二名に増加されますが、その増加されました保健婦に対しまして旅費を、従来の年額六千円のほかに結核関係の訪問指導に要する経費といたしまして、一人当たり平均一万二百円ずつ計上してございます。従来のものと合せまして結核の訪問指導に使いたいと存じているのでございますが、併しながら只今申上げましたように、欠員が相当ござりますので、市町村に勤務しておりますが、保育院、或いは国民保険組合に勤務しております保健婦を何らかの形で、例えは非常勤或いは併任、これは地方自治庁との折衝の問題もございまして、どうぞよろしくお手数をおかけ下さい。

対してそういうことの起らないよううに、例えば、試験廃止の時期を延すというような方法をとつて、保健婦の不足を来たさないように医務局のほうとう折衝してやつて行きたい、そういうふうに考えております。

○藤原道子君 私は只今の御答弁でも納得ができないのでござります。先日ちよつと伺いましたところによりますと、その保健婦の活動が保健婦の能力を一体どの程度に一つ考えておいでになるか、保健婦を虐待しているのじやないかというように考えるのです。対象人員九十万人といたしまして、これをまあ一日三回くらいの巡回といふうなお見通しのように伺っておりますけれども、一体東京とか市街地におきましては実行可能だと思ひますけれども、山間僻地、殊に山岳地帯におきましてこれが可能だとお考えになるのでござりますか。それからあの数字で行きましても、日曜もあれば祭日もある。それから殊に外勤だけではなく、今の保健婦さんはカードの整理だとが、その他いろいろの業務に相当時間をお費されております。こういう点はもつと明確に、保健婦が活動しやすいようて事務を整理しなければならないと存じますると同時に、山間僻地へ参りますと實に保健婦さんは泣いておりまます。自転車もろくにございません。いつも私は衆議院にいる頃にこの点を強く追及いたしまして、自転車を何とか出すということをございました、ところがそれは男の乗る自転車でござりますので、殆んど保健所の職員が使つてしまつて、保健婦には廻つて来ない。保健婦さんは實に涙ぐましい犠牲の下に保健活動をいたしております。

それから雪国へ参りますと權が欲が欲しい。あの雪の中をこつゝと歩いて保健指導に当ることは到底不可能です。そういうことに対しても少しも考えられない。ただ中央でそろばんを彈いて、このくらいでできるだらうといふことでお出しになりましても、なかなか地方においてはそれが行われない。殊に何と申しますか、その待遇といふものはもうお話にならない。ですから地方は殊に身分の保障と申しますよからか、その点が何もできない。それから保健所・市町村協同組合、これら保健婦さんがまち／＼の状態に置かれておりますために、そこにもいろいろ摩擦が起きているというような点を挙げますると、誠に心細いのでござります。保健婦さん自身もこの頃では絶望いたしまして、やめて行く人が随分多い。これに対しても私は保健婦が一年間どれだけの減率率を示しているかということを伺つてゐるのです。

考慮されて保健婦の活動をお考えにされておいでになるのか、その点私はここで明確にお伺いしたいということを一つ。

それから保健婦、看護婦の数が足りない。現在さえ足りないが今後もますます足らなくなるのじやないかと私は考えて、いろいろこの制度に関しては、その筋のO・Kを取るべく提案部にいたしました。こうして衆参一致で結論を出しまして、これを私は司令官部に、その筋のO・Kを取るべく提案をいたしました。ところが私たちがうしなければ到底保健婦も看護婦さんも充足できないという觀点に立つて、衆参一致した意見でこの法案の成立に努力しておりますときに、厚生省によかれましては、私たちの案と一緒に事務局の案を併せ提出されたと、いふことを私は聞いております。それから事務局案が衆議院には示されたのでありますけれども、参議院へは何ら示されなかつたといふようなこと等に対しまして、限りなき不満を持つものでございます。一体事務当局案で看護婦や保健婦が充足され、して行けるという自信を持つておやりになつたかどうかと云ふこと、この点を東局長にお伺いいたします。

ふうに考えたのござりますが、必ずしも心からしたる事に心じるやうなことには、それ以上の回数を訪問指導しなければならないと思うのでございます。問指導の内容につきましては、單なる届出の連絡とかそういうようなことは、実際に患者が療養上如何でなしに、実際に患者が療養上如何なることをやつて行かなければならぬか、或いは予防といったもの、人の感染予防上どういうことをしなければならないかという点につきましてかくいろいろ、指導して行かなければならぬということは今更申上げるまでもないと考えます。この保健婦の訪問指導のやり方等につきましては、今勿論審議会等においていろいろ研究で頂いて、改善すべき点は改善してかなければならぬ、そういうふうに考えております。そうしまして一応人の保健婦が一日に平均三軒訪問でいるという、そういうふうにできるとう考えで予算を計上しております。そういたしますと、実働大一年間三百日というふうに考えまと六十人の保健婦が毎日この結核健指導のために勤いでいなければなりませんというふうな計算に、まあ計算上そういうふうになつて来るのですが、そういたしますと、先ほど申上げましたように、現在保健所の保健婦、充てあります者全部勤かしましても、そういうふうに不足をいたしましたので、先ほど申上げましたように、保健婦も何らかの形で保健婦と身分の上連絡を付けてこの旅費を支えるよでやつてもらうというふうな方法をとらうとい、そういうふうに考えておりま

十一

それから保健婦の活動について只今東京都なら一日三軒訪問できるかも知れないが、山間僻地ではなか／＼交通機関の關係で思う通りに行かないのです。しかし、お話し、御尤もだと存じますが、その点につきましては、自転車の配給につきまして、只今御指摘があつたのでございますが、私ども今後予算の運用によりまして、保健婦が十分活動ができますように自転車その他保健所の裝備を整備して行きたい。そういうふうに考えております。なお保健婦が国保或いは市町村等、或いは保健所まち／＼になつておるので、運営上非常に困るのではないかといふ御質問でございます。この点につきましては、私ども御指摘の通り以前からいろいろな点で痛感されておりまして、いろいろな点で痛感されておりまして、関係当局ともいろいろ折衝いたしております。差当り二十六年度におきましては、すでに国保のほうに保健婦設置の予算が組んでございますので、これを今府県のほうに移すということは困難な状態でございますので、運営の上におきまして、先ほど申上げましたような一本的な運営をいたしまして、連絡を十分にして行きたいと、そういうふうに考えております。二十七年度以降におきましては、若しも府県が保健婦設置の三分の二を負担できるというふうに移したい、これは府県当局としてもそなういう話を大体了解しております。そういう方針で進みたいと思つております。なお保健婦の減耗率をどのように計算しておるかというお話しでござります。

○政府委員東龍太郎君) 看護婦、保健婦等の数の問題につきまして、将来の看護力の不足を補い得るような制度の改正についての案が参議院、衆議院、兩院の厚生委員会の一致した案として提出せられておるのでござりますが、それに對しましてあたかもそれに對する対案のごとく、或いは又それに對する根本的な異論を立てておるといふような印象を与えておりますといふべきでありますれば、これは誠に私どもの手続上の手落ちでありまして、遺憾に存するのであります。決してさよならの意味で厚生省事務當局の案といふものが出されておるのではないでございまして、御承知の通り元来この制度の改正につきましては前国会、前々国会でありますとか、これを改正する意図がないかといふ厚生委員会の御質問によりまして、私から何らかの改正を必要とする、従つてそれについて審議をいたしますといふ御約束をいたしましたので、従つて当初は政府提案で改正の法律案を御審議願うといふ方針で進んで參つておつたのでございました。従つてその当時は厚生省の医務官案なるものもございましたが、一たび両院のほうの御意見が一致いたしたところで、関係方面から、厚生省においてはこれに対してもうふうな意見を持ちまして、ただこの国会提出の案について、いかに算上一〇%減耗率といふふうなことで計算をいたしております。

と存じますので、最低水準をとらなければならぬを得ない状態でございます。それと並んで、年度の人口、若しくは将来の推計人口などから、どうものから保健婦の必要数が出て参りますが、それに対して現在あります保健婦の数に、将来いろいろな途より保健婦になつて来る数を加え、そぞろとして又実働の一割を減算と見込みましてそれを差引く。そういうふうな操作を加えて見ますというと、すでに現状におきましても二千人以上の不足が生ずるということに相成ります。これがね、これまでの試験制度がこの昭和二十一年の八月末まで現在の法律のことく廢することになりますといふと、「一時三千名以上」の不足ということが起り得る計算が出て参ります。併し昭和三十年頃までをめどして、新しい制度による養成所等を十分に我々の希望するごとく殖やし得たとすと、昭和三十年頃にやつと今の人口千人に対して一人といふ数字だけを確保できるであろうといふような見込もありまして、それまでの間は二千人以上に上り、或いは三千人以上の不足を来ます。このことは誠に由々しい問題だと存するのでありますし、この一時的の非常な不足を補います一つの実行し出す結果は、現行の試験制度をなおこと年間、二十七年の八月末日まで延長するということにいたしますといふと、計算上は一千二百名程度の不足が最も多くて、そうして今のような過不足なく行くであろうと言われ、昭和三十一年にはむしろ数百名の過剰にもなるとかという計算も出て参るのでありますて、私どもといたしましては、応急的措置としてこの試験を一年延長するということが必要であると考えております。実は看護婦の制度の改正が政府提案す。

出の法案に相成りました場合には、
の試験制度の延長をも同時に盛込ん
行くと考へておりましたのであります
が、国会のほうの御提案と相成ります
たので、これはその中には入つてお
ませんが、併しそれが成立いたしま
ても、別個にこの法律改正を御審議
いまして、そうして試験の延長を以
て一時を糊塗すると言わればそれま
であります、とにかくそれでもし
いよりは遙かにいいと存じますので
さような考へを持つております。

題、これは当然この厚生委員会で取扱はるべき問題であり、かねて我々もこれでござります。然るに最近の新聞紙上は東大な問題であると考えておつたの十六日の朝日新聞、或いは十八日の同じく朝日新聞、その他毎日新聞等によりますというと、今年の秋までにそぞろといった困る人達のために安い家を五百四百戸建てるんだ、或いは又三年計画で全国的にそれに近いような住宅政策を立てるんだ、ということが出ております。大変結構なことであると思って、この記事を読んで見ますと、どうと、これらの方策のために衆議院の建設委員会におきまして公営住宅法案とでも申しますが、そういうようなものの提案の準備がされてあるや、との記事の中にも現われておつたのであります。これは一体何たることであるか。一体厚生省は何をしておるのであるか。私は恐らくこの秋までに五千四百戸を建てておるといふこの計画といふのは、私は厚生省が当然やるべき住宅計画ではないかと思うのである。建設省がやる計畫じゃないのではないかと思うのである。建設省の所管する。こういう生活困難者のための住宅計画といふものは、当然厚生省の所管である。而もこの五千四百戸を建てるといふこの計画は、厚生省が持つておつた計画ではないかと私は思う。本員の考えが間違つておるならばここでその誤りを正して頂きたいと思うが、そういう計畫を厚生省は持つておりますから、それが私は何をセクリヨナリズムを言うのではありません、ありませんけれども、これが建設委員会の法案として出されるということになりますする

“ いうと、厚生委員会の面目はまるづぶれであります。厚生省は建設省に置いて置いて、それでよろしいとなさるのであるがどうか、私は非常に怠慢ではないかという感じがするのであります。でありますから、事実を明白にいたしまして、厚生委員会といたしましてこれに対する緊急措置をいたさなければなりません。いつも厚生委員会が傍観して指をくわえて見ているようなところでござつたと私は思うのでありますて、いささか言が過激に失するかも知れませんが、一体これは厚生省の所管であるのかないのかどういことは厚生がやるのであるかやらないのであるのか。そういうことをこの際明白にいたして聞きたいと思いますので、緊急措置をいたす次第でござります。御答弁願います。

市の復興、戦災地の復興のために、この行政を一元化して促進する目的を以て、戦災復興院が設立せられたのであります。しかし、戦災復興院の設立の際に集中するということが、方針としてきめられたのであります。その際におきまして、戦災復興事業としては、住宅らゆる建設事業を一手に戦災復興院に元的にやる必要があつて、これは飽くまでも厚生省が一元的に所管しなければならない。若しこれを持つて行くならば、一元的にやはり取扱わなければならぬといふような主張であつたのであります。その際これが閣議におきまして戦災復興院に一元的に持つて行くといふことにきまりまして、戦災復興以外の住宅行政といふものは、その当時の資材の状態から殆んどできないというような理由から、全面的に戦災復興院にこの住宅行政が移管せられたのであります。その後戦災復興院が廃止されまして、建設省が設立いたされました際に、当然この住宅行政の所管問題につきましては最初の理由が變りました。建設省といふものと戦災復興院との目的を異にするのでございまするからして、この際再び考慮しなければならなかつたのでありますけれども、漫然とこれがそのまま建設省に移管せられて、そうして今日に至つたような状況でございます。建設省におきましては、住宅行政として一般の庶民住宅の建設をいたしておるのであります。多年一般庶民住宅の建設に予算を割きまして、建設をいたしておつたのでありますけれども、この建設いたしまする住宅は、住宅の建設

といふことが主眼でございまして、これに入りますする者の数というものについての考慮が余りいたされてない、つまりこれに入りたいという希望の者、仕方をいたしておつたのでございまして。そういうような住居者の選定の仕方にいたしておつたのでございまして、厚生省といたしましては終戦後も引揚者、戦災者等で、住宅に困窮いたしましたして、住宅問題の一部の責任を果して参つて来ておつた次第でござります。併しその後こういう集団住宅といたしまして、これらの人々を収容するようになつてしまして、住宅問題の際におきましては、そういうような緊急の施設をいたしまして、集団的な住宅を造りまします。併しその後こういう集団住宅といふものでは適当でなく、終戦直後のような緊急の際におきましては、そういう既存の建物を改造いたしましてやるといふのも止むを得ないんでありますけれども、その後の状況においては、こういうような集団住宅といふことは、考えられるようになつたのでありますけれども、又これに伴いまして引揚者に提供することが適當ではないかと考えられます。なぜなら、このまま人々に提供することは、引揚者のための住宅対策をいたして参りまして、引揚者に対しまして、特に無縁故の引揚者に対しましては、住宅を建てて参つて来たのであります。かようにいたしまして、一部住宅問題につきましては厚生省もタッチしておつたのであります。が、住宅問題の主流は建設省にあるといふような印象があつたわけであります。只今御指摘になりました通りに厚生省といたしましては一般庶民住宅、つまり高度な住宅でない、一般庶民の

住宅、殊に公営の住宅の問題というようなものについては一元的にやりまして、そうしてそのうちで以て低額所得者につきましての住宅といふものを考慮するというのが最も最適であると考えたのでありますけれども、現在の状況が一般住宅につきましては建設省が所管するということになつておりますと、それから集団的な生活困窮者に対する住居の提供事業を、生活保護の関係並びに緊急生活保護の関係で以て厚生省が所管をしておつた関係からいたしまして、低額所得者に対しますところの住宅につきましては厚生省として計画しなければならんというふうに考えて、その点につきまして検討をいたして参つておつたのでありますが、昨年の五月に全国の民生部長会議におきましても、民生部長から厚生省に対しまして、低家賃の厚生住宅を建設するようという熱烈な要望が議がございましたし、これらに對応いたしまして、この住宅難に対しましての施策といたしまして、厚生省は低家賃の住宅を建設する計画を立てたのでござります。実情を申しますると、低收入のために住宅に困つておりまする者は、現在学校とか公会堂、神社仏閣あるいは国立病院等にも入つておる者があるようであります。その他壇舎、仮小屋に住居いたしておる者もございまして、その住宅困難の度は非常に著しく、而もこれは一般庶民住宅によりまして救済されないというよほどの実情にあるであります。これに対しましてどうしても対策を立てなければならんというふうに考えまして、昨年の七月に本年度の公共事業予算といつてしまして、厚

生省といだしましては低家賃厚生住宅を国が五割、都道府県が二割、市町村が三割という費用負担をいたしまして、市町村又は都道府県にこれを設置させる。こうして低家賃の住宅をこれに供与するような計画を立てたのでござります。この際におきまして、建設省におきましても同様に同じような意図で以てこれが全額国庫負担の国営住宅を予算として提出したのであります。が、経済安定本部におきましては両方の案に対しましてこれを用いなかつたのであります。その後建設省はそのまま、一般庶民住宅だけの線で以て主張しておつたのでありまするが、厚生省におきましては安定本部に対しましては、身強力に厚生低家賃住宅の予算の獲得につきまして努力いたしまして、漸くこれが認められまして、そうして昭和二十六年度初め、本年の初めになりましてからこれが予算いたしましてはつきり入るという方向に進んで参つたのであります。これに對しましては、身体障害者或いは未亡人、或いは引揚者、こういつたよくなかたゞにおきましても、厚生省へこれを強力に推進するということを要望いたしておりますし、又これの予算を獲得いたしまするためには、相当その方面に活動をされたようでございまして、まあこれらが相待つて一応本年度における低家賃の庶民住宅を建設するという方針はきまつたのであります。でこれは総額民住宅に対する二割ということになつたのでありますけれども、最初の建築においては庶民住宅総数が相当多かつたのをいましては二万七千ということになりましたして、只今御指摘になりましたその

二割、五千四百ということが低家賃庶民住宅といったしまして決定いたしましたのでございます。これを実施いたしました方法につきましては、最後まで厚生省が主といたしましては、これは厚生省が主体になつてやるべきものであるというふうに考えたのでござりまするけれども、厚生省といたしましては、これをどういう場所に作るか、それからどのように何戸作り、そこに入るのはどういう資格の者でなければならんか、或いはそれを選定するのにどういうふうな方法で選定しなければならんかという点につきまして最も関心を持つたのでありますからして、この点についての厚生省の意見が貫徹されるならば、あえて何と申しまするか、単なる仕事の所管という問題を固執するものでない。つまり成案さえ挙げれば、結果さえできればいいということとで以て、最後にこの建設につきましては、建物を建てることはこれを建設省がやる、建設省の系統でやる。そして予算は建設省でこれを持ち、これを配付するけれども、これらにつきましてはすべて厚生省と協議の上実施するということに詰合いをまとめたのでございます。これによりまして今年の二月十四日に建設省と私のほうとで連名で以て地方に庶民住宅甲型、つまり低家賃庶民住宅の建設につきましての通牒をいたしたのでございます。ここにおきましては、その規格については不造八坪、それから市町村が設置し、都道府県が必要あるら家賃月額四百円以下、設置資格は町村、都道府県とする。国は建設費の補助するものとする。それから予算の配百分の五十以内を補助する。それから

付につきましては、建設省は厚生省との協議して配付する。それから入居者の選定法については建設省と厚生省協議の上きめるということを話合いをつけまして、これによりまして現在明年度の低家賃住宅につきましてはこれを建設する準備を進めつつあるのであります。そして、地方におきましてこれをどこで所管いたしますかということにつきましては、私たちといたしましてはやはり民生部が所管するのがいいと思いまするけれども、これは地方の都道府県知事に任せせる。併し今申しましたような筋に沿つてやるようにならいたいというふうに考えておる次第でござります。

〇山下義信君 本日は非常に重要な法案の審議中でございますから、これ以上申上げませんが、只今の政府の答弁では私は納得しがたい。低額所得者の、いわゆるボーダー・ラインに対しましては申上げませんが、当然厚生省の所管に属すべきもので、只今の御答弁でありますと、所管にございませんしても非常にありますので、すでに事は急に迫つておりますので、建設委員会の法案によつて厚生委員会として、臣が口を入れる権限が殆んどなくなつてしまつて、しかも非常に緊急度といいますか、善処の方策は、私は委員長、理事に御一任的余裕もございませんので、この問題に対しまつてこの厚生委員会としての御詰めを願いたいと思います。そのことをお詰めを願いたいと思うのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の御
申出は至極御尤もと存じまして、厚生
委員会といたしましては、これはよく
相談して十分に一つの力となつて適當
なところへ推進して行くべきだと私も
存じております一人でござりまするの
で、その実を挙げ得ますように理事と
委員長で相談いたしたいと存じます
が、皆さん御賛同頂きたいと存じま
す。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山下信信君 私議事進行について發言を求めます。が、最前から質疑応答を聞いておりますが、いろいろ細い質疑応答がありまして、いろいろ統計的数字、資料についての質疑応答が相当あります。政府が即座でお答えになつたのもあるし、あとで調べて回答するとおつしやつたのも多々あります。ようでありますので、質問者にも伺いますが、又委員長にも伺いますが、一体それらの資料を質問者は本案審議中に当委員会に回答されるのか、そういう数字は十日、二十日先でもいいのか、この法案審議のためにぜひ必要な回答なのか、それらの回答が明白にせんければ、質問者は本案に対する賛否の態度を決しながら数字はあと廻しで先に質問を進めて行く。我々はこの席に列席してその質問を謹聴いたしておる一人でござりますが、折角の質疑応答が無駄にならないよう、質疑応答の中には大変大きな答もあるようであり、質疑者たるの数字が人つておつて、あとで調べて回答する、あとで調べて回答するといふような答もあるようですが、質疑者は、それらの数字があと廻しになつても質疑をすん、先に進めて行つて、その数字というものはそのときの質疑だけでとどまつておるのか、本案の審議の上にせひ要るのか、私ども聞いておりまして納得しかねるので、若し必要でないのならば、そういうようなの

は省略して、重要な問題を御質疑になつましよらし、ぜひ本案に対しても審議する態度を決するためには必要な資料ならば、いつそういう回答をするのであるが、というふうなことを委員長にお尋ねいたして置きます。

○藤原道子君 山下委員のお言葉でございますが、私は、いつもこの法案を審議するときには急がれまするけれども、結局通過してしまえば、十分実施されようと思いまいと、そのままになつておる。私は十分なる決意を以てこの本案を運営して頂かなければ、国民にとって不幸だと存じます。従いまして納得の行く質疑をいたしまして、その結果本案を通す通さないかといふことはいずれ御相談しなければならない問題だと存じております。従いまして先ほど來の質問に対しても、当局として余りお答えが即座にできないというような態度に対しても、私は不満の意を表するものであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は議事進行について伺いますが、委員長は今のような政府の答弁をいつさせようとおなさるのでありますか、本案審議中にさせようとされるのでありますか、後刻取調べてお答えを申上げるということは、いつそおの答弁をこの委員会にさせるといふお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思います。これは委員会の権威に関しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましでもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の目的はさることながら、まして、又多数党諸君の考え方もありますが、審議が一応速記録にとどまるような表面的な、滑つて行く審議といふものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますようが、その質疑に対して必要な数字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させるというふうにして、更に進んで参るのでなければ……、議員の言論を尊重する上において私は大切なことを思うので、かように申すのであります。

○藤原道子君 私はくどく質問するようですが、委員諸君も引延しのようにお考えかと存しますが、そうではございません。結局この結核予防法の性質からいいますても、この結核患者の隔離を要する基準を私は明確にして頂かなければだめだと思うのです。それが私たちの議員のなすべき使命だと存じまして、御質問をいたすのでござります。そこで隔離を要する基準の問題でございますが、どの程度にやるのか、結局私は病菌排出者までもこの中に含むべきだと思うのでございますが、これに對してはどういうふうにお考えになつておりますか、それから症状不安、菌が出るときあるれば出ないときもある、こういう人も私は含むべきであると、こういうふうに考えておりますので、その点はどういうふうにお考えであるかどうか、それからこうした場合にも、家庭療養の困難な者から優先的に入院させるべきであるというふうに私は存じますが、これに対して、当局はどういうふうに考えて、られるか、それからこういうものを先ず解決して參りますには、絶対條件といたしましては、増床が優先しなければならない、こう思つておりますが、これらについて一つ明確なる御答弁を願いたいと思ひます。

も施行になりましたので、それに基て人事院のほうで予算を計上しているのでございますが、その予算の額も、これもあとで御要求によりまして提出いたしたいと存しております。この人事院規則に基きまして国家公務員の健康診断或いはその後の健康管理をやつて行くということにつきましては、先般来人事院と厚生省が一緒になりまして、各省担当の者からばく会合いたしましたして、今後国家公務員の結核対策をどういうふうにしてやつて行くかといたことについて打合せをいたしておりまして、只今御指摘の線に沿うて私も十分やつて行くつもりでおります。

結核対策の一元化の問題でございますが、これは本法が若し御可決頂きますれば、只今御指摘の点、相当解決で

きると思ひます。と申しますのは、從来学校教育法或いは労働基準法その他の法令によつてばらくになつておりますのをこれにまとめま

して、そりとしてそれらのところでは、本法に基いて健康診断なり或いはその後の対策を実施して行くといふことにつきまして、それを実施する熱意が足りない。

結核問題についてもいろいろ法律が規定だけが規定してございまして、予防接種の規定がございませんので、それ

をこれに取入れまして、労働者に対する不十分な点がござりますれば、今後逐次改正をして行かなければなら

ざいます。なおその一元化の点につきまして不十分な点がござりますれば、

今後逐次改正をして行かなければなら

ない、そういうふうに考えております。

一般的国民のかたぐの認識、或いは熱意といふものも漸次向上して参つてお

ります。今後私ども努力を十分いたす

ます。幸いにいたしまして結核に対する

言は誠に御尤もたと思いますけれど

も、私はなお小委員会で質問漏れをし

た二、三の点について特に質問も許し

て頂きたいと思いますが、もう暫く時

間を割いて頂きたいと思います。

○有馬英二君 只今の草案委員の御発

言は誠に御尤もたと思いますけれど

も、私はなお小委員会で質問漏れをし

た二、三の点について特に質問も許し

て頂きましたが、もう暫く時

間を割いて頂きたいと思います。

○政府委員(山口正義君) 有馬委員のお

申出で続けることにいたします。有馬

委員御質問願います。

○有馬英二君 本法案の第三十六条

に、厚生大臣が医療機関を指定すると

いうことになつておるが、どういう基

準で以て指定するか、どういう人を指

定するかということを承わりたい。

○政府委員(山口正義君) 結核に対する

適正な治療をやつて頂くという意味

合いからいたしまして、一応原則とし

て診療科名は内科を標榜しておられる

というところ、それからエックス線の

装置を持つておられるということを考

えております。

○有馬英二君 この指定機関の設置は

誠に実際上多大の困難を伴うものでな

いかといふ気がいたします。地方の開

業医、或いは国立の病院或いは診療所

の性質というものを、私は詳しく述べ

多年に亘つて知つておる一人といたし

まして、こういう指定医療機関とい

うの設定について非常に慎重な考慮

を払わなければならん。單にレントゲンの機械があるとか或いは病院が大きいとかいうようなことだけでは適正な

治療を行う、或いは診断を行なうとい

ふつも、それが実施されないと、御

指摘の点は、實際今まで存在しておつ

たと思います。これはその

ものであると私は考えるものであり

ましても、この点相当地第三十六條の

実施に當つて困難を伴うものである。

といふようなことを私は心配しておる

ので、これは恐らく厚生大臣にしまし

ても、或いは地方は都道府県知事にい

ます。

○草葉隆國君 本法案は誠に重大なる

法案でありますために、委員会とし

ては小委員会に付託されて、十分検討

して、而も小委員長から詳細なる御

告があつて、更に質疑が続行されてお

る次第であります。大体十分な審議

を進めたと存じますので、質疑はこ

の程度で終了されたいという動議を提出

いたしました。

それから從来いろいろの法律がある

が、それを実施する熱意が足りない。

結核問題についてもいろいろ法律があ

ります。

それから從来いろいろの法律がある

が、それを実施する熱意が足りない。

結核問題についてもいろいろ法律があ

ります。

それから從来いろいろの法律があ

たしまして、これを決定する際には何らかあらかじめその指定の際に出て根本的な相談をして、よく研究した上でそういうことにすることに違いはないと思いますけれども、この際私はやはり保健所が中心にならなければならんと私は信ずるのであります。その点についてどういう立合にお考えですか。

め、その区域第三十六條の院」云々、
用負担につつあります。○政府委員會
負担につきまどかどかとあります。
○有馬英二議員

山口正義君) その費用の規定により指定された病院内に居住する結核患者が、規定期間により協議会は費用来て、それを負担すべきことと審査する審議会

○政府委員(山口正義君) 私先ほど申上げました御質問が、不十分であつたかと存じますが、費用の負担を審査するというだけでなしに、申請されましたその内容を審査するのでございまして、これは保健所長だけに任せ置いていいのではないかと、いうお説かと存じますが、保健所長だけに任せますと、まあ結構悪者に対しますいろいろの負担が相当な額が予想されま

○政府委員(山口正義君)　只今御質問の研究費は、結核予防会におきます総合研究に對しまする委託ということになります。

○有馬英二君　結核の総合研究のため、ただ財團法人結核予防会にどういうわけで研究費を出しておるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というようなく国立の同結核研究所、特に結核研究所とい

めに、本来の資産そのままのリストのために、研究所の維持が困難になつて来たのであります。それで一応新らしい憲法の考え方から、一時補助金を政府から民間団体に出すことに対し禁止規定があつたのであります。また結構予防会もどうかといふ議義があつたのであります。政府からの補助金を従来のまま継続することに引きまして困難を感じたわけでありま

まつのもんをとしての

りこの運営については保健所が重要な役割を占めるわけでござりますが、その各医療機関の内容等につきましては、その地方の医師会のかたぐの御意見を十分伺つて、只今有馬委員から御指摘のございましたような弊害の先生ないよう十分運用して参りたいと存じております。

○有馬英二君 本法案の第四十八條に、結核診査協議会といふものが置かれる規定であります。第四十九條には診査協議会は五人の委員から組織されると書いてありますが、この五人というのは、どういう資格を持つた人がこのとき選ばれるのであるかということを御質問いたしたい。

○政府委員(山口正義君) その五人の中には保健所長、それから若しその地区に結核療養所がありますれば結核療養所の所長、それからその地区的医師会のかたぐから適当な人选を選んで頂いて、この五人で構成したいというふうに考えております。

○有馬英二君 なお法律に規定されておるところによると、第三十四條第一項の……、申請に関する必要な事項を審議せると、こう書いてあります。が、なお第三十四條の第一項といふのは、「結核の適正な医療を普及するた

に当つて、少からず支障が起るのではないかということを憂慮するものであります。こういう機關は民主的な組織であると、いふことが明らかであります。が併しことに書いてあるように非常勤である、二ヵ年の任期であるといふのは、そういう人たちから見ると、若しその中にその土地で開業しようというような人があるならば、この審議会に入つておるといふために事業上に何らかの利益が得られるというようなことからして、他の同業諸君から妨害される、或いはその間に何らか業務上利益を得るようなことがないとも限らない、というような、まあこれは或いは杞憂かも知れませんが、実際においてはそういうことはありませんがちだと考えます。特に費用を負担するということだけで、或いはそれを負担することがいいか悪いかといふようなことだけならば、何もこういう地方の忙しい人たちを求めて協議をさせなくても、こういふことは、保健所の所長に一任しても差支えないのじやないかと私は考えるのですが、こういう点においてかなり実行の上にいろいろな弊害或いは支障を来すのではないかということを憂うるものであります。その点について御見解を伺いたいと思います。

適正な費用の負担を行なうことができません。又本法による適正な医療の普及を図る精神から考えて、事前の審査を行う必要があると考えられるのであります。が、それを保健所長だけで処理することはなかへ困難だと存じますので、先ほど申上げましたようないわゆる民主的な運用によりましてこれを決定して行きたい、そういうふうに考えておるのでござります。委員はであります。ただ専門家のかたに集つて頂きましたとして、専門的の審査をやつて頂きたいたい、そういうふうに考えるのでござります。なおお忙しいかたへをそなえて、びたびお願ひするということは、御指摘の通りにいろへ不都合があると思ひますので、緊急の場合を除きましては月に二回或いは三回というふうな程度のこととを考えておるわけでございます。

うものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財團法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということを伺いたしました。

○説明員（小川朝吉君） 結核予防会に対する御説明を始めます。

結核の研究は勿論お尋ねのように、広く多くの機関で研究をいたすべきであります。が、結核予防会との関係につきましては、特別な事情があるのであります。御案内のように結核予防会は財團法人として、当時の皇后陛下の御下賜金を中心に結成された団体でありますからして、それに対しまして設立当初以来、財團から上りますいわゆる預金等の利子その他の収益五十万円、更に政府の補助金が年々五十万円、その百万円ずつで事業をいたすこととで出発いたして参ったのであります。その後引続きて戦争終了までそういう恰好で参ったのでございますが、その間に何は各方面からの寄附も多大にあり、立派な研究ができるようになつて来たわけであります。ところが終戦後結核予防会の持ちます資産は、主として銅鑄幣でござりますとか東洋でござりますとかいうような外地の債券が多くつたな

す。その結果といたしまして、或いは結核予防会の存続が危くなつたのですあります。結核予防会は御案内のように、そこにおきまするいろいろな研究室の資材、用具等につきましては、他に求めがたい貴重なものが、多々ございまして、そこで従来の補助金に返りまして、委託研究ということをいたしましたが、もとよりこの研究所の保全は考へなければならぬでござります。同時に政府といたしまして、もとよりこの千万円の委託研究をいたしましたが、そこで従来の補助金の基礎的な事項といたしましては、御案内のように結核予防会では相談所をもつておりますし、或いは療養所も附屬しておりますし、或いはB.C.G.の製造所も持つてゐるところでございますが、これらを全部払い除けた純研究室の分についての維持経費を中心といたしまして、それが運用でできるという最小限度の経費ということになりまして、大体一千円ずつ与えるということにいたしましたわけでござります。そういう趣旨から総合的研究といふ意味でなされておつたわけでございます。なお二十五年度におきましては、そのほか特別研究費といふ名目で一千五百万元程度出ておつたのでございます。二十六年度は一千万元、元に戻つたわけでございま

まほ・かず・あたはれすかべ 美術を御賞に並わのよきにめば

す。

先ほども山口局長から御説明がありましたが、療養所の拡充、増設は二十六年度は一万七千二百床であるということとであります。これらの予算が十一億七千五百万余円に過ぎないのでござりますが、この経費を一万七千二百で割りますと、一床当たりが約七万円くらいにしか過ぎないと私は思うのあります。勿論国立、公立、法人といふような方面は二分の一の補助で行く、健保立のほうは三分の一の補助でやるということが書かれておりますから、一様ではないのですが、併し一床当たり僅かに七万円に過ぎない。これを建築の点から申しますと、少なくとも六坪は要るはずで、それをするというと七万円余でありますから六坪を認むるというと、一坪が一万余にしかならない。これで一体政府が考えておられるような新設若しくは増設の建築はできるのでありますようか、政府のお考へを開きたい。

○有馬英二君　只今御説明がありまつたように、この予算は昨年の六月以前に計上された予算であると思います。実際政府の提出された資料を見ますと、各府県に結核病床が割当られる、二十五年十月二十六日の日附の病床割当設計画、これは今日の一万七千三百床下に実際において実行が可能であると思つておられるかどうか、それ伺いたいと思います。

○政府委員(山口正義君)　御指摘の点につきましては、今後大蔵省と折衝を続けてまして、でき得る限りこの線に沿つて増床できますように努力して参ります。

○有馬英二君　先般私は福岡、長崎、熊本の三県を視察に行って参りました。各県の衛生当局とも懇談をいたしました。結核病床の増設についてどういう工合に末端の衛生機関は考えておるかということを聞いたのであります。が、これくらいの補助では殆ど増設を引き受けるどころではない、先般私は視察報告の際にもこれを附加えて置いたのであります。が、その日丁度厚生当局は見えておられませんでしたから、今日は特にそのことを附加えて申上げます。

末端の衛生当局は、この政府の計上されたような額では到底実行ができるない。もつと大巾な増加を願いたい。そうでなければ殆どそれは画餅に帰するかも知れないという言を或る県の衛生課長が私に申しました。特に中央当局の、これは考慮を願いたいというようなことでありました。私はこれは尤もなことであると考えております。実際

この予算が計上された昨年の六月、いは六月前の物価と今日の物価とは常に違うのでありますから、この予算で一万七千二百床というような結果は到底なしがたい問題である。私は信ずる。これはよほど当局が大変省と折衝をされて、特別にこの予算を補正されない限り、ここに限られてところの結核対策が実際において何意味なものになつてしまふということを私は憂慮するのであります。このよつて特にこれは当局の奮励を求めるところを努力を求める次第であります。これは私の希望であります。そういうふうについて政府の御所信を伺つて置きをいと思います。

Gになつて以来、力が非常に弱くなつた。それがために、若し我々が前にいたような強力な BCGと同じ効果を挙げたいならば、量を遙かに薦やさければならんことで、この点は小川長も先般お聞きになつたはずであります。今回 BCG の接種を結核対策の一つに選んでおられたのであります。ですが、この増量のことは、研究者或はそのほうに当つておる人たちと直に懇談を開いて、旧来の通りの量でこれを取上げておられるのであります。恐らく満足な成績を挙げられないのではないかと私思います。が、この重大なる結核対策の方全般を期すために、いかに政府はそれが最善の処置をとらんことを望みます。これは私の希望であります。

これで府賞圖を貢献 志ら頂のすすらうにいます され運なではちいまし主ま課なを用う

予防がどれだけできて、患者数はどう減つて来るか、三年先の死亡数はどう減つて来るかというよりな活きた立体的の、本法の施行に伴うて逐次効果が現われて来ると思うが、その効果をどう予想しておるか、従つてその予想せられた効果に従つて第三年目にはどうなる、第四年目にはどうなるといふプログラムが、これはなくやならないと思う。政府はそれをお持ちになつておると考えられますから、今国会の開会中でよろしくごいますから御提出願いたいと思います。

この機会に私同つて置きたいのは、今大臣が出席しておいでになりませんが、これは公衆衛生局長等の関係者は十分お考えになつて、方針はきまつておられると思ひますから、厚生省の方針を承わりたい。それはこの結核の予防対策の本法を施行する上におきまして、法律で申しますと第三十五條以下であるが、即ち各種の社会保険と生活保護法、本法との関係が、私どもはこの法律の上では納得しがたい、言葉を換えて言えればつきりわからぬ。それで本法と各種の社会保険の諸立派、生活保護法との関係を、どういう主義方針でこれらの関係を考えておるのかといふことが、この法案ではわがらん。或いは社会保険を先行させて見たり、或いは生活保護法をより本法に優先させて見たり、一体これらの関係の法律と本法との関係をどう考えておるか、これは非常に私は重大だと思う。本筋から言えば、殊に社会保障制度の本筋から言えば、かくのごとき対象者は当然医療保険制度のほうに……この結核対策の財政といふもの、経費といふものの使い方を任して置いて、

ければならん、そういうふうに考えております。生活保護法との関係は、いろいろなもので見られないものを最後に見るという建前になつておりますので、そういう建前を尊重いたしまして、本法の中にそれを取入れて、本法の中に取入れたわけでござります。

○山下義信君 私は最初の生活保護法の補足性という点は了承いたしますが、社会保険と本法との関係につきましては、この状態のままでは私はいかんのではないか、適当な時分にはつきりしなくちやいけないじやないかと思うのであります。一例としては社会保険に任したらどうかといつたけれども、それは考え方によれば、本法によるとところの筋を本筋にするという考え方もあるからわからないが、将来実施の上においてここは当然問題が発生して来て、相当考え方によればならん点があるのじやないかということを思うのであります。この点だけ政府も十分運営上注意をされて、その実績上十分考慮を払つておかかるようになりたいとして置きます。

○政府委員(山口正義君) 只今の御指摘に副いまして、私ども今後本法の運営につきましては十分注意して参りましたいと存じます。なお研究して参りたいと存じます。

○委員長(河崎ナツ君) ちょっと遠記をとめて下さい。

○委員長(河崎ナツ君) 厚生委員会を午後零時二十五分速記開始

○午後零時十四分速記中止

○藤原道子君 私は昨日の要望事項の中へ二、三追加して頂きたいと存じますので、要望事項の第八項の中へ保健所、療養所の医師、保健婦、看護婦の待遇とありますところへ、医師、保健婦、看護婦の下に統合まして、「レントゲン技術者、病理細菌技術者、栄養士等の医療技術者」ということを入れて頂きたい。医療技術者の待遇を改善しというふうにして頂きたいといふことが一つ。それから十二項に統合まして十三項といたしまして、結核診査協議会の運営を全国的に統一するため、結核の隔離基準を明確にすること、十四項といたしまして結核診査協議会の運営が治療担当部門の運営を阻害しないよう特に注意すること、この二点を追加して頂きたいと存じます。

○委員長(河崎ナツ君) 第八項にその藤原さんの御提案のものを加え、なお要望事項の十二項のあとに十三項、十四項の御提案を加えますことにしまして、皆様御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○草薙隆國君 先も申上げましたが、その後一、二なお御質問がありましたのが、大体もう御質問も御終了になつているようですし、殊に本法案は重大な法案で、本委員会は小委員会まで開いて熱心に協議されました結果でございまするから、質疑を打切つて、直ちに討論に入られたいという動議を提出いたします。

○委員長(河崎ナツ君) それではそれに従いまして、これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれべし賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山響彦君 本法案は結核の予防治療に対処する極めて重要な法案であります。現在結核療養者はもとより、全国民の齊しく今後のこの法案に期待するところは頗る大なるものありと存じます。私は政府当局におかれられて、小委員長の要望されておりまする各種の事項をば、でき得る限り速かなる時期において実施に移され、更にこの法案がその関連する範囲が非常に広汎でありますので、この運用に当りますては、これら関係されている各方面と常に密接な連絡をとられて、法の実績を高度に挙げ得るよう最善の努力をさせられることを強く要望いたしまして、原案に賛成をいたします。

○有馬英二君 私は国民民主党を代表いたしまして、ここに討論に入るに当たりいささか所信を申上げます。

我が国の結核死亡率が欧米各国の五、六倍にも達して、結核症が国民病とまで言われるようになり、大正八年以來結核予防撲滅策が実施され、又数回の法律改正が行われ、或いは患者の届出制或いは事業場雇用人その他の健康診断等が行われてはきましたが、最近に至るまで殆んどその予防効果が挙らず、結核死亡率は依然として人口万対二十前後を上下して来まして、いわゆる結核予防撲滅無効時代ともいべき三十年を経過したのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

卷之三

1

卷之三

1

これは第一に法律で予防法を講じて、も、実際に即しないときは、結核は決して減少しないということ、第二に結核予防は社会的、有機的、而も科学的に即したものでなければ効力は挙らないということを実証したものであります。ここに我が国結核研究者の必死の一連の結核予防並びに治療対策が案出せられた。これが即ちツベルクリン反応検査、レントゲン検査、集団検診、BCG接種、患者の隔離、早期診断による早期療養、又は治療並びに最近の外科的治療法、或いは特殊薬剤の應用等であります。

最近、即ち昭和二十二年、我が国結核死亡率が低下し始め、昭和二十四年には一六・九という数字を示すに至りましたことは、幾多社会的、経済的要因等にも基因するであります。昭和十八年以来、学術振興会、結核第八小委員会が五カ年間多数の研究者の共同研究の結果、時の政府に進言したBCG接種を採用し、学船児童並びに青年期層等に施行せしめたBCGの効果が、この原因の一つに数えられるに至りましたことは、世界の学界で齊しく認めるところであります。今回政府立案の結核予防法の根本概念が、この我が国結核病学界の研究成果を基礎としておることを以て誠に理由あらば、徒然に空文に過ぎないことになります。又現行法より格段の進歩を認めれる法律なりと思われるのですが、如何なる良法といえども、その実施に当り多くの不備又は欠陥があるならば、先に我が国が行き経験をした結核予防無効時代が更に実現せられない

とも限らないと思われるのであります。

先ず本法に見られる不備な諸点と、

政府提出の資料によりまして窺われる

結核対策の改善すべき点を指摘したいと思います。第一、政府提出の対策に必要な経費の算出が實際に即しな

いものが多いためであります。例えば人工氣胸の実施の予算は十万人に過ぎない。これは政府提出の資料を見ましても、非常に過少であると考

えられます。又實際の我が国の各保健所で行われるところの結核患者の人工氣胸の実施が非常に少ない。この点は我々が平素注目をしておるところであ

ります。又病床の建設或いは増設費は一床当たり七万余円にしか過ぎない、假

に一床六坪としても、この予算では坪一万余円にしか当らない、かくのとど

き実際に即しない予算の計上は、実行不可能と言つて差支えないかと思われます。又病床の建設或いは増設費は

は、到底政府の考えておるところの結核対策の実行はおぼつかないものであ

ると思われる。これは人員の不足と技術の未熟等によるもので、政府が技術者、医師その他待遇を速かに改善し

ない限り、定員を充たすことができない。又もつと増員しない限り満足の成績を挙げられないと思われる。なお保

健婦の活動が誠に不十分であることは、小委員長の報告にも指摘された通りでありますから、この点の実績を挙げることができないかと考えられる。

第三は、今回新たに設けられた診療協議会の実行は、誠に憂慮すべきものがあると考えられ、この協議会は各保健

所に附隨して設けられ、委員は五名で

あるが、全國七百カ所以上の保健所区

域に結核診査を誤りなく行い得る専門知識を持つておるところの医師諸君が

が委員は任命されるというような場合

には、或いは競争者があるときは、そ

の他のいろいろの弊害を生ずる虞れがあ

ると考えられる。むしろかかる協議会を設けるよりも保健所長に一任した

ほうが有効ではないかと考えられるのであります。

第四は、BCGの實際面において、

政府は近代医学の進歩と一段の接触を

図り、その実効をいよ／＼顯著ならし

めなければ、所期の予防効果が挙らな

いであろうと考えられる。これは去る

三月二十八日の参考人供述の言について、当局は速かに対策を講すべきであ

るうと思われる。

第五は、結核予防に関する費用の増

加と、研究委託を予防会は限定せず、

公私立研究所にもたび／＼これを行

い、以て結核予防及び治療の向上と推

進を図るべきである。

以上は政府提出の結核予防法案に窺

われる不備と政府の施策の現実上の改

善すべき諸点を二、三指摘したに過ぎません。政府はこれらの諸点に特別

に、先般有益な参考人を招致いたしま

して、それらの意見を開きました。そ

れらの意見につきましては、我々とい

たしまして非常に考えさせられる点が

あるのでござります。政府もそれらの意見につきましては、すでにお耳に入

つておると存じますので、本法運営に十分御考慮を加えられたいと存する

のでござります。私どもは本法案に賛成いたしました根本の理由といたしま

しては、こう、う国民医療の問題は、國家がその責任の衝に當つて、いわゆる

何と申しますか、施策の中心となつて

行くということか、私ども社会民主主義を奉ずる者にとりましては全く同意いたす点でござります。而も本法の実

施の上におきましては公的医療機関が

中心になる、國家の組織が動いてこの

公衆衛生という画期的な仕事が行われるということは、本法第二十五條か

が、上は大臣から下は末端の第一線に

携る者に至るまで、或いはこの結核対

を表すところでございます。一面か

ら申しますると、本法のごとき性格は

十分社会主義的な性格が大いに發揮せ

られてあると存じます。保守政党であ

ります。但し私どもはこれまである現内閣が、かくのとおりに進歩

従いましてこれが根本となります。本

法案がここに提出をされた次第でござります。法案に対しまする幾多の欠

点と申しますか、或いは本法実施の上

におきまする種々御注意を要しますする

諸点等につきましては、すでに我が党の同僚議員から幾多の有益なる質疑、

回答が交わされました。その中に十分

看取するところが明白でございますか

ら、私はこの際この討論の場合に再び

これを重ねることの煩を避けたいと存

するのであります。

ただ本法案を審議いたしまする上

に、先般有益な参考人を招致いたしま

して、それらの意見を開きました。そ

れらの意見につきましては、我々とい

たしまして非常に考えさせられる点が

あるのでござります。政府もそれらの意見につきましては、すでにお耳に入

つておると存じますので、本法運営に十分御考慮を加えられたいと存する

のでござります。私どもは本法案に賛成いたしました根本の理由といたしま

しては、こう、う国民医療の問題は、國家がその責任の衝に當つて、いわゆる

何と申しますか、施策の中心となつて

行くということか、私ども社会民主主義を奉ずる者にとりましては全く同意いたす点でござります。而も本法の実

施の上におきましては公的医療機関が

中心になる、國家の組織が動いてこの

公衆衛生という画期的な仕事が行われるということは、本法第二十五條か

が、上は大臣から下は末端の第一線に

携る者に至るまで、或いはこの結核対

策に協力をいたす民間の団体、或いは個人等にいたしましても、この法律を繰りて見れば、如何なる処置をとつたらいか、如何なる手続をとつたらいか、それには幾らの補助金が来るのであるか、こういうふうにして行くのであるといふようなことが明白になる。立法を将来はなすべきではないかと考えるのであります。そういう点に対しまして、本法案はそういう見地から考えますといふと、従来の極めて平凡なる普通の諸立法の体裁をおどりながらも、この立法は専門行政法を關係者は、殊にこういう専門行政の立法に際しましては御留意を願いたいと思うであります。

義老郡上多度村のごときは、結核患者は從来の結核死亡率の一に対する十でなくして、一対十三と高く上つておることを示しております。そうして又厚生省のほうで調査せられましたる結核統計資料の最末尾にあります統計表を見ましても、二十三年に比べて、二十四年の結核確率は増加いたしております。死亡率の減少は、今日薬品や外科手術等の進歩によつて確かに顯著にはなりましたもの、その一面に在宅患者の増加、それからその感染率の高くなつたこと、特に住宅が今日のごとく非常に小さくなつて、小さい室にうごめいておるという現状から、私は在宅患者が病源となつて蔓延する今日の結核を戦慄を以て見るものであります。かような意味におきまして、一方においては働くまでも療養所をば増加し、そのベッドをば多くして、患者の病院への收容を図ることは大切でありますけれども、武見氏も指摘しましたように、八割以上のこの在宅患者に対する系統的な、組織的な実際上の施策が、今後は最も重大であると思うものであります。ここから感染源をば蔓延いたすのであります。病院に收容しておる者に対する生物学的なこの治療、医療等は勿論大切でありますし思われます。特に医能、看護婦等の待遇を厚うし、第一線に身を粉にして働いておる保健婦に對して、どうか十分の後援 待遇をお考えになりますと、うに顧慮せられたいことを申し添えます。

国民として、受けるほうの側に立つて考えて見ますというと、非常に心強いものを見えるのであります。併しこれにはどうもお役人式の、形式的な取扱いが相変わらず行われて、折角保健婦が参つて注意を与えて、その栄養物、砂糖とか或いは油とか、その他の物をば病人のために取りに行く、又その手続をすることに非常な困難があるということをば聞いております。面倒がつて遂にできなかつたというようなことをたび々耳にいたすのであります。どうか今後は保健婦等が、もううきにこの病人にはこういう手当が必要だと認める者に対しましては、登録もしてあることでありますから、その県なり何なりが持つて行つて渡すぐらいのところまで私は親切さがあつて欲しいと思います。これは極く細かなことでありますけれども、その細かなところに初めて国民の求める明るさがある、ということをば御承知を願つて置きたいのであります。

以上のようなことを大要申添えまして、いろいろ欠陥もあるようではあります、それは徐々に、刻々直して行くことにしまして、この結核予防法がないようではありますから討論は終局したものと認めて差支えございません。

○委員長(河崎ナツ君) ほかに御発言はございませんか……別に御発言がないようではありますから討論は終局いたしましたと認めます。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないとのと認めます。

それではこれより採決に入ります。結核予防法案につきまして採決いたし

〔總員起立〕

○委員長(河崎ナツ君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

一昨年アメリカ薬剤師協会使節団が、來朝いたし関係者に對し医業制度の合理化について勧告がなされ、その後医、歯、薬三團体からなる三志会において進んで医師、歯科師及び薬剤師の力すべく種々協議が行われたのですが、残念ながらその結論は得られなかつたのであります。

そこで政府は、医、歯、薬の三團体

調査における調剤は正当な事由がなければ、これを拒み得ないこと及び薬剤師は、医師、歯科医師又は歯科医の処方

は、因縁を経て監修の外ノ筆によつて調削すべきことを明かにしたのであります。

以上法律案の内容について御説明しましたのでありますが、先に申上げましたように、これが実施につきましては、

諸般の準備もありますので、薬事法第二十二条の改正規定は昭和三十三年から、その他改正規定につきましては

同二十八年から実施することとしたしました次第であります。

以上この法律案を提出いたしましたが、何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されますようお願い

いたします。
○委員長(河崎ナツ君) 本案の審議は

国民として、受けるほうの側に立てて考えて見ますというと、非常に心強物、砂糖とか或いは油とか、その他の物をば病人のために取りに行く、又その手続をすることに非常な困難があるということをば聞いております。面倒がつて遂にできなかつたというようなことをたび／＼耳にいたすのであります。どうか今後は保健婦等が、もう切実にこの病人にはこういう手当が要ると思める者に対しましては、登録もしてあることでありますから、その県なり何なりが持つて行つて渡すぐらいのところまで私は親切さがあつて欲しいと思います。これは極く細かなことでありますけれども、その細かなところに初めて国民の求める明るさがあるということをば御承知を願つて置きたいと思います。

以上のようなことを大要申添えまして、いろいろ欠陥もあるようでありましたが、それは徐々に、刻々直して行くことにしまして、この結核予防法が一日も早く実施せられることを熱望して賛成の意を表するものであります。

○委員長(河崎ナツ君) ほかに御発言はどうぞいませんか……別に御発言ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないも

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないも

のと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○國務大臣(黒川武雄君) 只今議題と
結核予防法案につきまして採決いたし
取扱いが相要らず行われて、折角保健
婦が参つて注意を与えて、その栄養
物、砂糖とか或いは油とか、その他の
物をば病人のために取りに行く、又そ
の手続をすることに非常な困難がある
ということをば聞いております。面倒
がつて遂にできなかつたというような
ことをたび／＼耳にいたすのであります。
どうか今後は保健婦等が、もう切
実にこの病人にはこういう手当が要る
と思める者に対しましては、登録もし
てあることでありますから、その県な
り何なりが持つて行つて渡すぐらいの
ところまで私は親切さがあつて欲しい
と思います。これは極く細かなことで
ありますけれども、その細かなところ
に初めて国民の求める明るさがある
ということをば御承知を願つて置きた
いのであります。

以上のようなことを大要申添えまし
て、いろいろ欠陥もあるようでありま
すが、それは徐々に、刻々直して行く
ことにしまして、この結核予防法が一
日も早く実施せられることを熱望して
賛成の意を表するものであります。

○委員長(河崎ナツ君) 全会一致と認め
ます。よつて本案は原案通り可決するこ
とに御賛成のかたは御起立を願いま
す。

〔総員起立〕

○委員長(河崎ナツ君) 全会一致と認め
ます。よつて本案は原案通り可決するこ
とに御賛成のかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

| | |
|-------|-------|
| 小杉 繁安 | 有馬 英二 |
| 山下 謙信 | 中山 寿彦 |
| 長島 錦蔵 | 藤原 道子 |
| 藤森 眞治 | 上條 繁一 |
| 常岡 一郎 | 松原 一彦 |
| 草葉 隆圓 | |

○委員長(河崎ナツ君) 御署名漏れはない
と存じます。

なお本会議における委員長の口頭報告
告につきましては委員長に御一任願い
たいと存じますが御異議ございませんか
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(河崎ナツ君) 少し時間を頂
きまして、次に医師法、歯科医師法及び
薬事法の一部を改正する法律案を議題に供
したいと思います。提案の御説明を今おいでになつております黒川厚生大臣からお願
いします。

からました大医師法
歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたしました。
第二十一條を改め、医師、歯科医師は

診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認めたときは、処方箋を発行

しなければならないこととしたのであります。

二十二條を改め、薬剤師による調剤の原則に対し、例外として医師、歯科医は診療上特に必要があるとされる場合

に該病の特徴が必要があることから、本邦では、
及び薬局の普及が充分でない地域で診
療する場合、それべく省令の定めると

ところによつて自己の处方箋により、みずから調剤することを認めたのであります。なお、この省令の制定及び改正

については、学識経験者からなる審議会の意見を聞いた上で行うこととしたのであります。

更に第二十二條の改正に伴い、薬局における調剤は正当な事由がなければ

調
ば、これを拒み得ないこと及び薬剤師
は、医師、歯科医師又は獣医師の処方
箋によつて調剤すべきことを明かにし

たのであります。
以上法律案の内容について御説明したのであります、先に申上げました

野
田
君
によ
うに、
これ
が実
施に
つきま
しては、
諸般
の準備
もあ
ります
ので、
薬事法
第

二十二條の改正規定は昭和三十三年から、その他の改正規定につきましては同二十八年から実施することとしたし

た次第であります。

の上、速かに可決されますようお願ひいたします。

○ 案例題(河崎ナツ君) 本業の審査

次回に廻したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないもと認めます。

それでは一時休憩いたします。

午後一時八分休憩

〔休憩後開会に至らず〕

出席者は左の通り。

委員長 河崎 ナツ君

理事

小杉 繁安君

有馬 英二君

草葉 隆圓君

中山 審彦君

長島 銀藏君

上條 愛一君

藤原 道子君

山下 義信君

常岡 一郎君

藤森 真治君

松原 黒川 武雄君

一彦君

政府委員

厚生大臣

厚生省公衆衛生局長

厚生省医務局長

厚生省社会事務局長

木村忠二郎君

東 龍太郎君

多田 仁巳君

(免許)

第三條 診療エックス線技師にならうとする者は、診療エックス線技師法

(免許)

第二章 免許、診療エックス線技師法

第三章 診療エックス線技師試験

第四章 業務(第二十四條—第二十七條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受け、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に対しして照射(撮影を含む。以下同じ。)することを業とする者をい

う。

第三條 診療エックス線技師にならうとする者は、診療エックス線

に対する者を、診療エックス線

の申請により免許証の再交付をすることができる。

3 前項の規定により免許証の再交付を受けた後、失った免許証を差し出さなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2 聽聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために証明し、且つ、有利な証拠を提出することができ

る。

3 都道府県知事は、当該処分を受けたときは、免許証を交付する。

2 都道府県知事は、免許証を失ったときは、免許証を交付する。

2 前項の場合は、診療エックス線技師を訂正の上免許証を書き換えて交付する。

3 第一項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。

(住所の変更届)

第十四条 診療エックス線技師は、その住所を変更したときは、十日以内に、新旧の住所を前の住所地

見したときは、旧免許証を十日以内に、住所地の都道府県知事に返納しなければならない。

(免許の取消及び業務停止)

第十五条 診療エックス線技師が第四條(絶対的欠格事由)各号の一に該當するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。

2 診療エックス線技師が第五條(相対的欠格事由)各号の一に該當するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの状が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一千円以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五百元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、三百元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一百元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五十元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、三十元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、二十元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、十元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、三元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一元以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五角以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一角以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五銭以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一角銭以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五厘以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一角厘以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、五厘銭以下の過料に処する。

2 前項の規定に違反した者は、一角銭以下の過料に処する。

及び後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 診療エックス線技師がこの法律の施行地外にその住所を移そうとするときは、あらかじめ住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。
(死亡の届出)

第十五條 診療エックス線技師が死亡し、又は失そ、の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失そ、の届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。
(省令への委任)

第十六條 この法律に規定するもの外、免許の申請及び診療エックス線技師に関して必要な事項

(試験の目的)
第三章 診療エックス線技師試験
第十七條 診療エックス線技師試験は、診療エックス線技師として具備すべき知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十八條 診療エックス線技師試験は、厚生大臣が行う。

(試験委員)
第十九條 診療エックス線技師試験の問題の作成、採点その他の診療エックス線技師試験の実施に関する問題を、その者について期間を

必要な事項をつかさどらせるため、厚生省に診療エックス線技師試験委員を置く。

2 診療エックス線技師試験委員は、診療エックス線に關し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。
(受験資格)

第二十條 診療エックス線技師試験は、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項(大学への入学資格)の規定

により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療エックス線技師養成所において二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの

2 外国に診療エックス線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療エックス線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前項に掲げるものと同等以上の学力及び技能を有すると認めたもの

(不正行為の禁止)

第二十一條 診療エックス線技師試験に関して不正の行為があつた場合は、その不正行為に關係ある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合において

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(業務上の制限)

第二十六條 診療エックス線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、エックス線を人体に対して照射する。

(試験手数料)

第二十二條 診療エックス線技師試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、試験手数料を納めなければならない。

定めて診療エックス線技師試験を受けることを許さないことができることを許さない。但し、試験委員を置く。

2 診療エックス線に關し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験手数料)

第二十三條 この法律に規定するもの之外、試験の科目、受験手続きその他診療エックス線技師試験に関する必要な事項及び第二十條第一号の学校又は診療エックス線技師養成所に関する必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(禁止行為)

第二十四條 医師、歯科医師又は診療エックス線技師でなければ、エックス線を人体に対して照射することを業としてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(照射録)

第二十七條 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対して照射したときは、運送なく左の事項

を記載した照射録を作成し、その

照査について指示をした医師又は

医師の署名を受けなければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(名称の禁止)

第二十五條 診療エックス線技師でなければ、診療エックス線技師といふ名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、五

千円以下の罰金に処する。

(業務上の制限)

第二十六條 診療エックス線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、エックス線を人体に対して照射する。

(業務の禁止)

第二十七條 診療エックス線技師は、第三項に規定する者については、第二十六條(業務上の制限)及び第二十七條(照射録)の規定を準用する。

(業務の禁止)

第二十八條 診療エックス線技師は、第三項に規定する者が第四條(絶対的欠格事由)各号各号の一又は第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。

2 前項の業務禁止の处分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万

は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

1 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して

照射をする場合

2 この法律施行の際、現に第二條(診療エックス線技師の定義)に規定する業務を行つている者又はこの法律施行前引き続き三年以上第二條に規定する業務を行つていた者は、この法律施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事している施設の名称及び所在地をその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(現在の業務者の届出)

3 前二項の規定に違反したときは、科医師の立会のもとに照射をするとき。

2 多數の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の指示を受け、出張して

照射するとき。

3 前二項の規定に違反したときは、科医師の立会のもとに照射する。

(照射録)

第二十九條 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対して照射したときは、運送なく左の事項

を記載した照射録を作成し、その

照査について指示をした医師又は

医師の署名を受けなければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(名称の禁止)

第二十條 診療エックス線技師でなければ、診療エックス線技師といふ名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、五

千円以下の罰金に処する。

(業務上の制限)

第二十一條 診療エックス線技師は、第三項に規定する者が第四條(絶対的欠格事由)各号各号の一又は第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止する

(業務の禁止)

第二十二條 診療エックス線技師は、第三項に規定する者が第四條(絶対的欠格事由)各号各号の一又は第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止する

(業務の禁止)

第二十三條 診療エックス線技師は、第三項に規定する者が第四條(絶対的欠格事由)各号各号の一又は第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止する

(業務の禁止)

五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(施行期日)

四以下の罰金に処する。
(試験)

7 厚生大臣は、昭和三十一年十二月三十一日までの間に、第二項の届出をした者に対して、特に試験を行う。この場合には、第十八條

條(診療エックス線技師試験の実施)及び第二十一條(不正行為の禁止)の規定を準用する。

8 前項の試験に関して必要な事項は、省令で定める。

(免許の特例)

9 都道府県知事は、第七項の試験に合格した者に対し、第三條(免許)の規定にかかわらず、診療エックス線技師の免許を与えることができる。

(厚生省設置法の一部改正)

10 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 診療エックス線技師の試験を行うこと。

第十條第三号中「保健婦」を「診療エックス線技師、保健婦」に改める。

昭和二十六年四月十七日印刷

昭和二十六年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷府